

公益財団法人 日本自然保護協会

Press Release

環境省記者クラブ

2013年3月4日

「種の保存法」は抜本的改正をすべき

■「種の保存法」とは

絶滅のおそれのある野生生物の保全を目的とした国の法律。1989年に日本自然保護協会が国に先駆け、日本で初めてレッドデータブックを作ったことがきっかけとなり、1991年以降、国・都道府県でレッドデータブック作成、1992年制定の「種の保存法」につながった（図1）。

■「種の保存法」の主な問題点

- 1) 「種の保存法」は、制定後21年経過したが、絶滅危惧種は増え続け、有効に機能していない
(絶滅危惧種は15年間で903種増加し2015年現在3597種。メダカ、ウナギ、ハマグリなど身近な生き物も絶滅危惧種に。植物は近年も絶滅が止まっている； 表1、図2)
- 2) 同法で指定する国内希少野生動植物種が少ない（90種の絶滅危惧種の2.5%）。今後の追加指定も少ない見込み（2020年までに25種追加総計115種、絶滅危惧種の3.2%が環境省の目標）※1
- 3) 国内希少種選定の基準・方法・プロセスが不透明であり、絶滅の危険性より、環境省が指定しやすい/したい種を指定しているのが現状

種の保存法4条6項：環境大臣は、前三項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならぬ

例：審議会委員の意見：この種を指定していいでしょうかと審議会で出されても根拠がわからない
例：2004-2011年の8年間に登録された21種のうち19種が世界遺産登録を控えた小笠原産の動植物の登録。絶滅の危険性に応じて、国内でバランスよく指定を進める必要
- 4) 保護増殖事業の予算が少ない（図2）
- 5) 国内希少種を保全する「生育地等保護区」の指定が非常に少ない（9地区885ha；国土の0.002%）
- 6) 公共事業を種の保存法の適用除外とする条項（第54条）の存在 等々、
その他の課題は「引用文献および参考文献」を参照

■「種の保存法」改正のポイントと問題点

「種の保存法」の改正案が今国会で法律制定後21年目に初めて提出される予定であるが、罰則の強化などの部分的な改正にとどまっている（図3）。

■日本自然保護協会の提案

提言① 常設の科学委員会を設置する

科学的情報に基づき、保全が必要な種を選定する仕組みを構築するため、常設の科学委員会の設置が必要である。

提言② 国内希少種の指定を拡大するため、「種指定提案制度」を設置する

種の指定が進まない最大の理由は、情報収集のための予算不足のようである。京都府・奈良県・徳島県・島根県では情報提供も含めた市民からの種指定提案制度を設けている^{※3}。種の保存法にも同様の制度を設け、種指定に対する市民参加の機会をつくると共に、指定の拡大を図るべきである。

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月二十七日制定）

第10条 県民等は、規則で定めるところにより、理由を付して、知事に対し、指定をすることを提案することができる

提言③ 「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を全省庁横断の法定計画とする

環境省は、法律の抜本的改正を行わない理由として、「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議」の提言を基に、法律改正よりも運用を強化するため「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を平成25年度中に策定するとしている。しかし、この戦略は任意計画であることと、現状では環境省の取り組みのみを主な対象としている^{※2}ため、運用を強化するには不十分である。従って戦略を法律の中に位置づけ、全省庁横断で策定する必要がある。

提言④ 「種の保存法」の運用も含めた抜本的な見直しを2年以内に行う

「種の保存法」の改正すべき課題は、上記の1)～5)に加え他にも多数の課題がある。今回の改正に続き計画的な見直しが必要である。

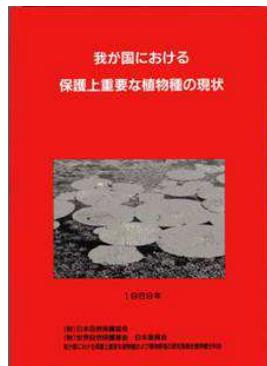
本件に関するお問い合わせ先：

公益財団法人日本自然保護協会（保護プロジェクト部 藤田卓 fujita@nacsj.or.jp Tel:03-3553-4103）

公益財団法人 日本自然保護協会（NACS-J）

1949年に尾鷲市を水没させる発電ダム計画への反対運動のため設立した「尾鷲保存期成同盟」が前身の日本生まれのNGOです。1951年に日本自然保護協会に発展的に改組。今年で創立61周年を迎えました。1960年に日本の自然保護団体として初の財団法人、2011年公益財団法人認定。理事長・亀山章、会員数約24,000人。事務局所在地・東京都中央区。NACS-J（ナックス・ジェイ）は英名の略称です。

1989年日本初
レッドデータブック作成



「種の保存法」に対する意見書・
普及書作成



図1.「種の保存法」と関連する日本自然保護協会の活動

表1. 日本における絶滅危惧種数（絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類）の14年間の変化
(環境省レッドリスト(RL)掲載種数)。環境省プレスリリースより作成。
赤数字：増加、青数字：減少

公表年	第2次RL	第3次RL	第4次RL
	2000-2006年	2006-2007年	2012-2013年
分類群			
哺乳類	48	42	34
鳥類	89	92	97
爬虫類	18	31	36
両生類	14	21	22
汽水・淡水魚類	76	144	167
昆虫類	171	239	358
貝類	251	377	563
その他無脊椎動物 (クモ形類、甲殻類等)	33	56	61
維管束植物	1,665	1,690	1,779
蘚苔類	180	229	241
藻類	41	110	116
地衣類	45	60	61
菌類	63	64	62
総計	2,694	3,155	3,597

→種の保存法制定後もほとんどの分類群で絶滅危惧種は増加傾向

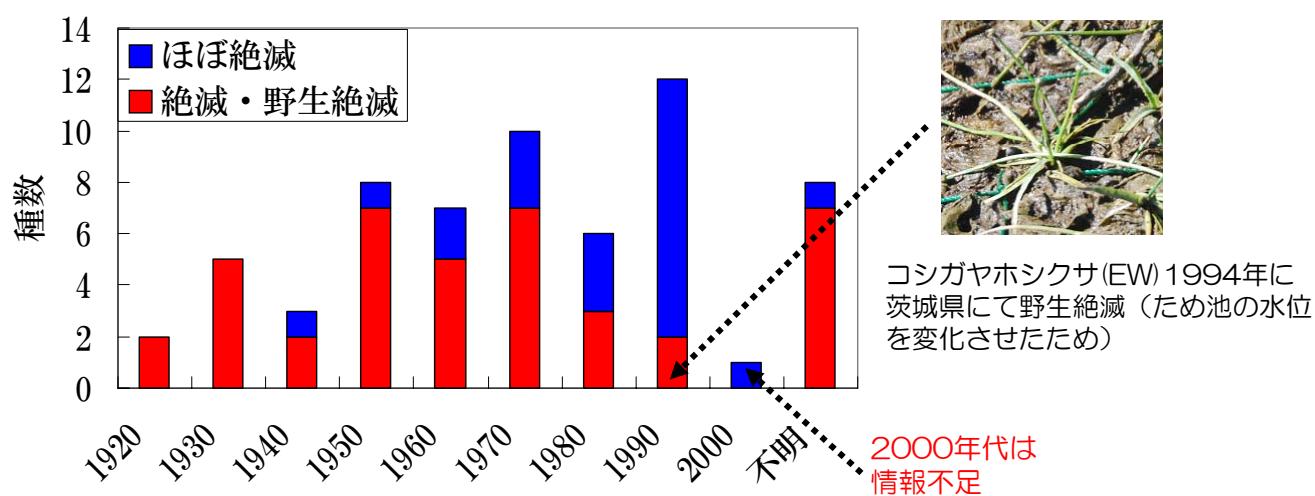


図1. 日本における年代別の維管束植物の絶滅種数 (2005年調査時点: 藤田ら (未発表) 第二次
レッドリスト見直し調査結果より)

→1992年「種の保存法」制定後も種の絶滅は続いている (1年に0.86種絶滅 (過去50年平均))

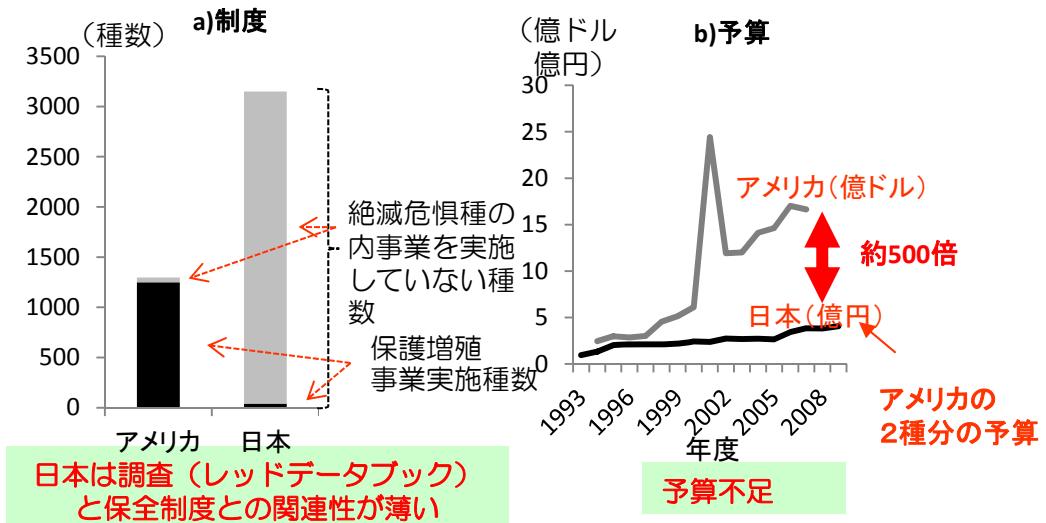


図2a,b. 日本とアメリカの絶滅危惧種保全事業の比較(2010年時)

(環境省資料、アメリカ合衆国・魚類野生生物局資料よりNACS-J作図； 自然保護 2010 No.513p12-13)に加筆

- a) 日本の絶滅危惧種のうち、保護増殖事業が行われている種の割合は約1% (47 / 3155種) と非常に少なく、アメリカとは対照的(日本は2009年、アメリカは2007年現在のリストに基づく)。アメリカは保護事業対象種の候補種リストがレッドリストそのものであり、このリストを基に対象種を決めることが法律で定められ、レッドリストの作成が絶滅危惧種を回復させる行動計画の手続きとして位置づけられている。
- b) 日本の事業費は、環境省の保護増殖事業関連事業費。このほかに農林水産省、国土交通省、文部科学省も別予算で事業を進めているが図には含まれていない。アメリカの事業費は、種の保存法に基づくもので、州実施の事業費も含む。アメリカの2007年度の事業費は16.6億ドル(=1899億円; 2007年末114円/ドルで計算)で日本の3.8億円の約500倍に相当。対策が取られている1種あたりの事業費(2007年度)でも、アメリカは1.5億円で、日本の0.1億円の約15倍と桁違い。ちなみに戦車(90式)は1台11億円。

改正内容
(1) 違法な譲渡し等についての罰則の量刑を大幅に引き上げる。 行為者: 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 → 【改正案】5年以下の懲役又は500万円以下の罰金 法人: 100万円以下の罰金 → 1億円以下の罰金
(2) 譲渡し等が禁止されている希少野生動植物種について、これまでの販売又は頒布目的での陳列禁止に加えて、広告(インターネット又は紙媒体等への掲載等)についても禁止する。
(3) 認定を受けた者が保護増殖事業として行う個体等の譲渡し等については、環境大臣の許可を不要とする。
※(1)公布の日から起算して20日、(2)公布の日から起算して1年以内の政令で定める日、(3)公布の日 からそれぞれ施行する。

図3. 今国会で提出予定の種の保存法の改正ポイント (環境省提供; 2012年2月25日現在)
→罰則規定の強化だけで、「種の保存法」の問題点は解決しない

本文注釈

- ※1 日本が議長国を務め2011年に開催した生物多様性条約第10回締結国際会議(CBD-COP10)をうけて、国内対応として「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、この中で「2020年までに国内希少種25種追加総計115種(絶滅危惧種の3.2%)」を目標とした。しかし、CBD-COP10において議決した2020年までの2つの世界目標「愛知目標」^{#1}、「世界植物保全戦略」^{#2}を達成するためには、大幅な指定種数の拡大が必要である。
- #1 「愛知目標」目標12 2020年までに既知の絶滅危惧種の絶滅を防止する。とくに減少している種の保全状況を改善する。
- #2 「世界植物保全戦略」目標8,9 2020年までに絶滅危惧種の75%が域内/域外保全される。
- ※2 平成24年12月13日中央環境審議会野生生物部会で提出されたこの戦略の骨子案の目標は「本保全戦略は、生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、環境省が自らの取組を中心に策定する」とされた。この目標は、平成23年度の「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議」の提言の1つ、「多様な主体の参画を進めるための連携体制の整備」と矛盾している。この提言に従い、効果的な戦略にするために、環境省を含めた全閣連省庁の取り組みを対象とすべきである。

■引用文献および参考文献

- 藤田卓 (2010). “レッドデータ・ブックが示す絶滅危惧種の現状を改善するしくみをつくろう。”自然保護 513: 12-13.
- 日本自然保護協会 (2002). 野生生物とその生息地を守るために27の提言. 日本自然保護協会. 東京31pp
- 坂元雅行 (2010). 種の保存法の概要と課題. 改訂生態学からみた野生生物の保護と法律. 日本自然保護協会. 東京, 講談社: 76-87.
- Daniel J. Rohlf (1995) The Endangered Species Act A Guide to Its Protections and Implementation (関根孝道(訳) (1997). 米国 種の保存法概説—絶滅からの保護と回復のために・20世紀自然保護の最高到達点. 東京, 信山社出版.)